

自動車税のグリーン化特例について

令和7年度に新車新規登録（初度登録）した排出ガスの環境負荷が小さいなど環境性能に優れた自動車は、今年度1年間に限り自動車税が軽減されます。また、新車新規登録から一定年数を経過した自動車（電気自動車等一部の自動車を除く。）は、自動車税を上乗せする特例措置が行われています。



環境性能の優れた自動車

環境性能に優れた自動車は自動車税を軽減しています。令和8年度に対象となる自動車は次のとおりです。

軽減の要件		軽減率	
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）		おおむね 75%軽減	
営業用の乗用車 （ガソリン車・LPG車）	排出ガス性能		燃費基準
	平成17年排出ガス基準 75%低減 又は 平成30年排出ガス基準 50%低減		令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準90%達成
営業用の乗用車 （クリーン ディーゼル車）	平成21年排出ガス規制適合 又は 平成30年排出ガス規制適合		令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準90%達成

※燃費基準については、車検証の備考欄に記載があります。

新車新規登録から一定年数を経過した自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した自動車については、通常の税率よりもおおむね15%上乗せとなります。令和8年度に対象となる自動車は次のとおりです。

ガソリン車・LPG車	平成25年3月31日以前に新車新規登録した自動車 （新車新規登録から13年経過した自動車）
ディーゼル車	平成27年3月31日以前に新車新規登録した自動車 （新車新規登録から11年経過した自動車）



※電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引自動車は対象外です。また、バス（一般乗合用を除く。）及びトラック（被けん引自動車を除く。）については、おおむね10%上乗せとなります。

- ・自動車の使用を止めたときや、所有者の住所・氏名が変わったときは、自動車の登録手続きが必要です。
- ・登録手続きをしない場合、下取りに出した自動車や廃車した自動車の納税通知書が届いたり、変更後の住所に納税通知書が届かなかったりするなどのトラブルの原因になります。

※登録手続きは、自動車を購入した販売店などにご相談ください。

自動車税に関するお問い合わせ先

山梨県自動車税センター

（山梨県総合県税事務所自動車税部）

電話 055-262-4662
〒406-8558
笛吹市石和町唐柏1000-4